

C3. 1国際競技会で競技するための要件にかかる規則

1. 国際競技会で競技するための要件

1.1 いずれの競技者も下記に該当しなければ、国際競技会に参加することはできない。

- 1.1.1加盟団体に所属しているクラブのメンバー。あるいは、
- 1.1.2自分自身が加盟団体に所属している。あるいは、
- 1.1.3そうでなければ加盟団体の規則に従うことに同意している。あるいは、
- 1.1.4中立競技者としてその国際競技会に出場する例外的な参加資格がカウンシルより付与され且つ係る参加資格の、カウンシルが定める条件を満たしている。かつ、1.1.5 WAがドーピングコントロールの責任を負う国際競技会については、規則、規程および手続きガイドライン（随時修正）によって拘束されること、およびWAまたは加盟団体と起こりうる紛争は、これらの規則に規定されていない裁判所や機関に持ち込むことなく、これらの規則に従い裁定に付託することに合意するというWAの書式で契約書に署名している。

1.2 加盟団体は、いかなる競技者またはその加盟団体に所属しているクラブが当該加盟団体の書面による承諾なしに、外国の国またはテリトリー（領土）における陸上競技会に参加できないことを求めることができる。その場合、競技会を開催する加盟団体はいかなる外国の競技者またはクラブも、その競技者またはクラブに参加資格があり、その国または関係するテリトリー（領土）で競技することが許されていることを証明する許可証がなければ、いかなる競技会にも申し込みをすることを許可してはならない。加盟団体はそのような認可証の要件をWAに通知する。本規則に準拠することを促進させるために、WAはそのような要件を有する加盟団体のリストをWAのウェブサイトに掲載を続ける。本規則は中立競技者には適用されない。

1.3 もしその加盟団体の規則がそのような認可を求めるならば、いかなる競技者も本来所属している陸連の事前承認なしに、外国への登録をすることはできない。そのときでもその競技者が居住している国またはテリトリー（領土）の陸連は、その競技者の出生地の陸連の事前承認がなければ、もう1つの国またはテリトリー（領土）における競技会にどんな競技者の申し込みもできない。本規則においてすべての場合、その競技者が居住している国またはテリトリー（領土）の陸連は、その競技者の本来の陸連に文書で要請しなければならず、本来の陸連はその要請に対する返事を書面で30日以内に出さなければならない。これらのやりとりは両方とも、受領確認ができる方法で行わなければならない。受信を証明する機能を有する電子メールはこの目的の条件を満たしている。その競技者の本来の陸連からの回答が30日以内に届かなければ、承認されたものとみなす。本規則に従い承認を求めた要請に対し、理由を付した否定的な回答があった場合、競技者または競技者が居住している国またはテリトリー（領土）の陸連は、その決定に対してWAに提訴することができる。WAは本規則に基づく提訴手続きのガイドラインを発行しなければならない。また、このガイドラインはWAのウェブサイトに掲載しなければならない。本規則に準拠することを促進するために、WAはそのような要件を有する加盟団体のリストをWAのウェブサイトに掲載を続ける。

注：規則第4条3項は、その年の12月31日現在で18歳以上の競技者に対して適用する。この条項は、ある国または領土の市民でない競技者、政治難民、または、中立競技者には適用しない。

【本規則の国内適用】

日本における陸上競技会及び出場資格

1. 競技会の要件

日本陸上競技連盟（以下、本連盟）が公認する陸上競技会は、つぎの要件をみたすものでなければならない。

- (1) 参加競技者の全員が競技者の資格を有していること。
- (2) 本連盟競技規則によること。
- (3) 本連盟の公認競技場で開催すること。
- (4) 審判員は、補助員を除きすべて公認審判員であること。

2. 競技会役員

前項の競技会における役員は、その競技会前に本連盟競技規則およびその競技会の準備委員会要項とによって委嘱する。

3. 競技会出場資格

本連盟が公認する競技会には、次の各号に該当する者は出場を認められない。

- (1) 登録会員でない者。
- (2) 本規則第1章及び第2章に反する者。
- (3) 本連盟または加盟団体の資格審査により、資格停止または競技会出場を禁止されている者
- (4) 代表出場資格を欠く者。
- (5) 外国人競技者にあたっては第6項に定める資格を欠く者。なお、ロード競技においては、登録会員でない者でも参加を認めることができる。

4. 国際競技会の開催

わが国における国際陸上競技会の開催は、本連盟の承認を得なければならない。親善競技会の開催についても同じ。外国人競技者の競技参加のすべての交渉は、本連盟を通じまたは承認を得て行わなければならない。ただし、日本に6カ月以上居住する者で、第6項に該当する者の競技参加についてはこの限りではない。

5. 国際競技会の参加許可

登録会員が外国で行われる競技会に出場するときは、その所属する本連盟加盟団体を通じて、本連盟の参加許可証と本規則第1章及び第2章によって競技者であることの証明書の発行を申請しなければならない。ただし、その競技会がおこなわれる国のWA加盟団体によって承認された競技会でなければ、本連盟はその競技会の参加許可証を発行しない。

6. 外国人競技者の出場資格

外国人競技者は、その者の属する国のWA加盟団体から競技者資格および競技会参加許可に関する証明書を得て、これを提出すれば本連盟が公認する競技会にその競技会の規定に基づき出場することができる。

